

議 事 録

1. 会 議 名 第 17 回 市 民 会 議
2. 日 時 平 成 22 年 6 月 28 日 (月) 午 後 2 時 30 分 ~ 午 後 5 時 45 分
3. 場 所 大 阪 弁 護 士 会 館 10 階 1001 会 議 室
4. 出 席 者 (敬 称 略 ・ 順 不 同 = 20 名)

議 長 野 呂 雅 之

副 議 長 三 成 賢 次

委 員 李 清 一 右 田 紀 久 惠 幸 田 武 史

田 淵 宏 政 西 島 秀 向 西 村 淳 一

○ 大 阪 弁 護 士 会

会 長 金 子 武 嗣

副 会 長 上 原 武 彦 三 木 秀 夫 小 寺 史 郎

丹 羽 雅 雄 森 本 宏 高 橋 司

企 画 調 査 室 長 岩 田 研 二 郎

司 法 改 革 推 進 本 部 市 民 会 議 バ ッ ク ア ッ プ 部 会

部 会 長 瀬 川 武 生

委 員 島 尾 恵 理

広 報 委 員 会

委 員 長 福 田 健 次

秘 書 課 員 吉 村 雅

議 事

1 開会（丹羽副会長）

ただいまから、2010年度第1回（第17回）の市民会議を開会させていただきます。
よろしくお願いいいたします。

2 大阪弁護士会会長あいさつ

金子会長

4月から、大阪弁護士会の会長として、この1年間の会務を預かっております。
私が今年何をしたいかということのを端的にあらわすスローガンとして「弁護士会に求心力を」ということを申しております。会員が3,600人近くになりますと、さまざまの方がいらっしやって、なかなか弁護士会が求心力を持ってないということがあります。そこで、会としてみんなのために何ができるか、会員は弁護士会のために何をしてくれるかということのをさまざま考えながら、この1年間やっていきたいと思っております。

3 大阪弁護士会出席者自己紹介

上原副会長

常議員会を担当させていただいております。常議員会は、総会に次ぐ大阪弁護士会の意思決定機関を担当しております。その他、弁護士の業務拡大に関連する委員会などを担当しております。

三木副会長

日弁連と近弁連の窓口を担当させていただいております。ほかにも、広報とか法教育、法律相談センター、消費者保護、多重債務等を担当させていただいております。

小寺副会長

司法、法72条問題、民事介入暴力・弁護士業務妨害対策を担当しております。
司法は立法関係、法改正について、あと裁判所との協議会を担当しております。72条問題というのは、弁護士法の法律事務独占の関係で、隣接士業との関係になります。民事介入暴力は、警察とのタイアップあるいは検察とのタイアップということをやっている委員会でございます。裁判所、警察、検察、隣接士業といったところと関連する委員会を受け持っております。

森本副会長

私の担当は、専ら研修の分野が多いです。あと、会長のほうから今年の政策として

挙がっております行政との連携について、行政とどう連携していくのかというPTを今始めさせていただいておるところでございます。それ以外には、司法修習、国際、交通事故、労働問題、いろいろございますけれども、今年が一番の目玉は、その行政との連携PTです。

丹羽副会長

池内清一郎副会長は欠席、高橋司副会長は後ほど参ります。

私は、人権とか子ども、男女共同参画、刑事弁護、取調べの可視化、裁判員裁判、憲法問題等々をっております。

岩田企画調査室長

企画調査室長をしております岩田研二郎と申します。この4月からさせていただいていますが、平成19年度に副会長をさせていただいております、そのときに市民会議の先生方にお世話になりました。

瀬川司法改革推進本部市民会議バックアップ部会長

司法改革推進本部市民会議バックアップ部会では次回の議題の御提案をしたり、日程の調整、あと、この市民会議は弁護士会の会報やホームページに議事録を載せたりしておりますので、その原稿の作成などをお手伝いさせていただいております。

島尾司法改革推進本部市民会議バックアップ部会委員

本当に男女共同参画が進んでいない弁護士会ですけれども、バックアップ部会の中には女性がいるということです。またバックアップ部会に対して皆さんの御意見がありましたら、是非教えていただければと思います。よろしく願いいたします。

福田広報委員会委員長

市民会議には、以前から広報委員会の委員長が出席しております。皆さんに月刊誌などをお送りしていますが、その担当が広報委員会です、市民の皆さんの意見をお聞きする一番近いところかなということで、広報委員会の委員長が毎回出席させていただいております。

昨年度、副会長をしております、この市民会議を担当していましたので、市民会議の前の委員の方は存じ上げているんですけども、今年はたくさんの委員の方が交代されましたので、初顔でございますが、何とぞよろしくお願いいたします。

吉村事務職員（弁護士会秘書課事務局）

委員の方々に開催の御案内など事務連絡をさせていただいております。今後ともどう

ぞよろしく願いいたします。

4 市民会議委員自己紹介・あいさつ

李委員

京都生まれの在日コリアンの二世でございます。現在、在日韓国キリスト教会館（KCC）の館長、及びその附属保育園の園長を兼ねております。

大阪の生野区に来ましたのが1971年でございますので、来年でちょうど40年になりますが、その間、特に在日コリアンの差別問題、人権問題等に取り組んでまいりました。80年代の指紋の問題からずっと来まして、98年には、日本におけるキリスト教会等が中心になって外国人住民基本法というものを独自に出しておりますけれども、その運動にもつながりを持っております。同時に、98年に民族教育ネットワークというものが関西を中心にできまして、そこの事務局長、現在は共同代表をやっております。なお、昨年からは、関西のいのちの電話の理事長を兼ねております。

右田委員

私は、大阪市社会福祉研修・情報センターの所長を務めております。弁護士会の先生方には、センターの運営委員をはじめ、市民後見人の研修関係で随分お力をいただいております。本当にありがとうございます。この場をかりて、改めてお礼申し上げます。

大阪府立大学定年退職の後も、東京国際大学、広島国際大学等とずっと大学にいました。法と福祉の関連の現場の細かな課題はきわめて多く、理論化の必要性を、研究上の課題としてかねてより抱えております。

大阪市立大学助手時代に、団藤先生が刑事学における主体性の理論というのを「法律時報」に書いておられるのを読みました。この主体性論というのは、福祉の実践のレベルで主体性の尊重とか自己責任とか自立とか、援助を必要とする人の主体性をどう認識していくかという哲学的課題とも非常に共通しているという思いを、最近特に感じております。そういう意味で、市民会議の委員として参画させていただくと同時に、いろいろな勉強をさせていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

幸田委員

大阪府政策企画部長を勤めております。

昨年度、御案内をいただいていたのですけれども、私は今のポストに7月に就任を

させていただいて、その後、10月と2月の2回の御案内をいただきながら、ちょうど議会の季節に当たってしまして出席ができませんでしたので、実は今日が初めてでございます。皆さん方、どうぞよろしくお願い申し上げます。

私ども行政は、真っ先に住民サービスを担っているわけですが、逆に先生方からいろんな御意見を承りたいと思って参りました。どうぞよろしくお願い申し上げます。

田淵委員

私は、サクラクレパスの西村さんから「是非出るように」と指名を受け、出席させていただいております。私は大阪市平野区の中小企業で32歳の頃から27年間社長をしており、「いろいろな方と付き合いがある田淵なら、分かるだろう」ということで、指名を受けました。実際のところは若輩者でございますので、市民会議に参加し、勉強させて頂きながら、それを地域に反映させることができればと思っております。もうすぐ59歳でございます。是非ともよろしくお願い申し上げます。

西島委員

特定非営利活動法人消費者支援機構関西の事務局長を務めております。

訴訟をする権利というのは、普通であれば被害を受けた本人にあるのですが、本人にかわって消費者団体が訴えることができるという消費者団体訴訟制度がありまして、その制度のいろいろな条件をクリアして認定された団体を適格消費者団体と申します。私どもの団体は、2007年8月に認定されて、もう少しで3年経ちます。

失礼ですが、皆さんに私どものニュースをお配りさせていただきましたので、詳しくはこれをごらんください。今、2件ほど訴訟をやっております。どういう訴訟ができるかといいますと、不当な契約条項だとか勧誘行為が対象となります。その後、表示等にも対象が広がっておりますけれども、そういうものを訴えることができます。これが中心的な活動ですけれども、そのほかにもさまざまな消費者問題に取り組んでおります。これらの活動には、専門家の方々、弁護士の方々にも御協力をいただいておりますが、正に御協力でありまして、ボランティアでやっております。

私自身は、消費者の権利に非常に興味を持っておりまして、そういうものがどうしたら実現できるのだろうかといつも考えていたのですが、昨年、一昨年あたりから消費者市民社会という言葉が出始めまして、権利を行使するとともに、消費者がその役割なりを積極的に果たしていくということが求められております。そういった

ことを勉強させていただきたいなと思ひまして引き受けさせていただきました。

西村委員

本職は産婦人科の医者として、淡路にある淀川キリスト教病院を振り出しに、ずっと臨床畑で約 30 年やってきました。その途中で、どうしたことか大阪市の病院に勤めることになりまして、そこから公務員生活を 25 年やりました。最終的には、今はなくなりましたけれども北市民病院で産婦人科部長をやっていました。その後、保健所の所長を 6 年間やりまして、その後、1 年間だけ公的老健の設立に関して準備を含めて所長をやりました。それから、公衆衛生分野の続きですけれども、子宮がん検診をつい最近までやって、3 年前から 12 年ぶりに錦秀会の阪和住吉総合病院で現役の産婦人科の医者になりました。12 年間ブランクがあって医者ができるかなと思ったのですけれども、12 年間のブランクで一番感じたことは、医療費が非常に高くなっているということです。

今後、体の続く限り、まちの産婦人科の医者として過ごせる時間が長ければ長いほどいいなと思っています。法律に関しては門外漢なんですが、一番なりたかったのは弁護士だったので、弁護士会から話があったときは、二つ返事で引き受けました。あこがれの職業の人の話をいろいろ聞けたらいいなと思っています。

野呂委員

朝日新聞の論説委員をしております。

私は 1956 年生まれで、委員の中では最年少になります。

1988 年から 2 年間、大阪司法記者クラブで記者をしておりました。当時は産経新聞でしたけれども、91 年に朝日に移籍しまして、朝日で、震災を挟んで 2 年 3 カ月、司法記者クラブのキャップをしておりました。

メディアの代表ということで、弁護士会の耳の痛いことをいうのが僕の役割だと思っています。

今日で 4 年になります。前任者は毎日新聞の方だったのですが、転勤でかわられたので、この制度が始まってから途中で入りました。1 人だけ残って、今日で最後ということになります。4 年間ありがとうございました。

三成委員

大阪大学法学研究科の三成と申します。

資料 97 には大阪大学総合計画室員という肩書きがついています。総長のもとに置

かれた総合計画室で、副学長の指揮のもとに働くという仕事をしています。平成 16 年に国立大学法人化したときに、それまでの国立大学の経営のあり方を大幅に変えていくということで、大学によって制度は若干違うのですが、全学的に中期や年度の計画を決めて、計画達成のために総長の一元的な指導のもとに動いていく大学運営の体制が作られました。総合計画室というのは、そうした中期計画や年度計画を策定するところです。平成 16 年から曲がりなりに動いてきて、ようやく形ができ上がりつつあります。

私自身は、法学部出身ではありますが、専門は西洋法制史で、法学と歴史を架橋するような研究をしております。ドイツの 18 世紀、19 世紀の法の歴史を研究しておりますが、西洋のことを研究していても、やはり日本のことが頭の中にはあるわけでありまして、常に現代日本の問題に関心を持って比較をしています。

ただ、最近では、先ほど法曹の就職問題というのがありましたように、ロースクールができた後、たくさんの弁護士さんが生まれてきましたが、司法試験に通ってもなかなか就職口が見つからないという人が出てきました。そこで、大学でも結構真剣に法曹の職域をどのようにすれば拡大できるかについて検討し始めておりまして、私も法曹の職域のあり方に関するプロジェクト研究をここ数年やってきました。あるいは、近年、法の世界でも生命、医療といった領域に関わって新しい問題が出てきておりますが、現代的な科学技術の問題と法をどうリンクさせていくかということが法の世界でも重要な課題になってきていますので、そういうことについても関心をもっております。

平成 16 年から 4 年間学部長をしておりましたが、その時期はまさにロースクールの立ち上げのときでした。この間、大阪弁護士会の弁護士の先生方にはいろいろ御助力を賜りました。本当にお世話いただいております。今後、法曹養成のあり方がどうなっていくのかということについては大いに関心があるところですが、今まで私ども大学関係者は、大阪弁護士会の先生方から恩恵をこうむるだけで、こちらから何もお返しできることはありませんでした。市民会議の委員としておよびいただきましたので、日頃思っていることなど言いたいことを言わせていただき、これまでのことに対する御礼ではありませんが、大阪弁護士会の活動に少しでも貢献できればと思っております。

5 議事

(1) 議長・副議長互選の件

互選により、議長に野呂委員、副議長に三成委員を選任した。

(2) 議事録署名者指名

野呂議長

議長により、議事録の署名者として李委員と右田委員の指名がなされた。

(3) 弁護士会の組織と活動についての報告

岩田企画調査室長

資料 90 の「弁護士白書 2009 年版」というのは、2002 年から日弁連のほうでつくっているもので、弁護士の活動に関する多様な資料が載っている中から抜粋をさせていただきました。

資料 91 は、皆さんにもお送りしております「月刊 大阪弁護士会」の中から、この 2 年ほどの間で、弁護士会の活動がよく分かる、特に弁護士会が何を目標しているのかということがよく分かるような記事を抜粋させていただきました。

まず、レジュメの第 1、弁護士業務ということで、個々の弁護士が今どんな仕事をしているのかを説明いたします。オーソドックスな弁護士業務ということでいいますと、まず(1)法律相談が第 1 段階の仕事で、各事務所でもやっておりますし、またこの 1 階にあります弁護士会の法律相談センターや、自治体の無料相談でも相談を担当しております。最近でいうと、相談センターなどは多重債務、離婚、労働等の相談が非常に多いと思います。(2)の訴訟代理人業務は、平たく言うと、主に裁判所を舞台にした、特に民事に関する弁護士業務ということで、弁護士同士の交渉もありますけれども、多くは訴訟という形で裁判所に提訴をし、申し立てをし、そこで活動しております。

資料 90 の 20 ページをご覧ください。これは、民事事件に関する法廷活動という統計資料で、裁判所に係属している事件でどの程度弁護士が関与しているのかという状況でございますけれども、地方裁判所の通常民事事件における関与状況ということで、原告、被告のどちらかに弁護士がついた、または双方についた事件は 75%程度でございます。それから、次の表が民事調停事件ですが、これは簡易裁判所で行われる民事に関する裁判ではなくて話し合いをするという事件ですけれども、これについては出頭代理人——申立人側に弁護士がついているものと相手方についているものを

合わせて十数%ということで、簡易裁判所では弁護士は余り選任されずに、ご本人が関与されている例が多いということがわかります。

次に、22 ページにあります家庭裁判所における弁護士の関与率をご覧ください。夫婦関係調整事件という離婚を中心にした事件では、申立人と相手方のいずれかに弁護士がついている例が 21%から 25%ということで、ここでも弁護士の関与率は非常に少ない状況です。

23 ページの遺産分割は少し多くて、財産に関する複雑な争いなので、60%から 70%に弁護士が関与しているということです。

続いて、通常の弁護士のスタイルは法廷が中心なんですが、最近では、不況の影響もありまして、消費者及び企業の破産・再生事件が非常に増えておりまして、そういう事件の申立人になることが多いです。一方で、そういうものを受けて、裁判所から破産管財人という形で選任されて、財産関係の処理に当たるということも非常に増えております。

特にこの破産の申立などは、消費者の方については弁護士費用が十分用意できないということで、民事法律扶助というものを利用する方が非常に増えています。資料 90 の 66 ページ、民事法律扶助業務ということで日本司法支援センターがお金を立て替えて破産手続などを行っているのですけれども、67 ページの上のほうに、過去 5 年間の民事法律扶助援助実績件数の推移があります。この中の代理援助というのが、破産申立て代理の援助ということで弁護士費用の立て替えがなされているものでして、その件数が 6 万件から 8 万件と増えております。こういうものを利用される市民の方も増えていて、その点、弁護士のほうもその仕事が増えているという状況であります。

続いて、レジュメ（3）の企業などの予防法務ですが、企業の顧問弁護士という立場などで、契約書のチェックをしたり、または毎年 1 回の株主総会の総会対策をするということも大きな業務としてやっております。ただ、特に中小企業については、必ずしも顧問弁護士に置いていないということもあって、去年、日弁連は、中小企業法律支援センターというものをつくりまして、そこに電話をすれば、その日のうちに各単位会のその日の担当の弁護士から電話相談を聞けるというシステムを開発していますけれども、そういった中小企業の需要の把握にも努めています。

レジュメ（4）国際（涉外）法務については、これは大阪にもありますけれども、東京を中心に、国際的な法務活動をしている専門的な事務所が多数できております。

レジュメ（５）刑事弁護活動というのは、従来から国選弁護というのを弁護士の固有の業務として独占をしてやっておりますけれども、最近は国選弁護に参加をする若手の方も増えております。地裁事件の 77%が国選で、23%が自分でお金を支払って弁護士を選任されている（私選）ということで、やはり資力のない方が非常に多いということで、そういうふうになっております。

では、国選弁護というのはみんながやっているのかということですが、資料 90 の 10 ページに、国選弁護人契約弁護士数の契約割合というのが各県ごとに出ています。地方の単位会は 80%、90%と、全員がやらないと手が回らないということでほとんどの方がやっておられるんですが、東京は 41.7%、大阪も 53.3%、全国平均が 53%ということで、2人に1人の方が契約をしておられるという状況です。若い人は九十数%の契約率ですけども、5年、10年経つごとに国選から離れていくという傾向があります。

国選弁護の報酬についてもご紹介しておきたいんですが、11 ページです。従来の国選弁護は、主に公判になってから法廷に1回か2回出頭して、それで7万円、8万円という報酬をもらっていましたが、一昨年から被疑者国選というのが拡大しております。被疑者段階から国選弁護がつくようになりました。例えば、被疑者段階で最初に接見を求められて、もう一回行く、それで起訴されるということで、11 ページの真ん中にありますように、被疑者段階で2回行きますと2万6,400円と2万円の4万6,000円、そして第一審で単独の裁判、1回審理をして判決を受けると7万7,000円ということで、合計で12万円ほどの国選弁護報酬になっています。裁判員裁判になりますと、手間も非常にかかるし回数もかかるということで、比較的簡単な事件の場合、公判前整理手続が1回から4回程度で、3：6型（裁判官が3人で裁判員が6人の裁判）の裁判を1人でやると24万円です。裁判員裁判についての報酬は比較的上がったと言われていますが、手間の割には低いというのが実感であります。

刑事弁護については今のような状況ですが、捜査段階の刑事弁護については国選がなかったものですから、1992年から日弁連の自主的な取り組みとして刑事当番弁護士制度というものを編み出しまして、接見に行く費用1万円を弁護士会全体で会費として徴収をして負担してきました。年間約6万件出動してきましたので、6億円のお金を弁護士会の会費でつくり出して、各弁護士がもらうということをやってきましたが、やっとならぬ被疑者国選という形で国の制度として生まれ変わったということがこのレ

ジュメに書いてあることでございます。

レジュメ（6）に専門分野の標榜と書きましたが、今まで弁護士は、「先生、何が専門ですか」と聞かれたら、「何でもできますよ」と言っておりましたが、この間、知的財産、倒産処理、医療過誤、労働、消費者という分野では、たくさん事件をやることによってスキルを増すということで、専門分野を標榜する弁護士も非常に増えてきているということでもあります。

これがオーソドックスな弁護士スタイルなのですが、最近は弁護士業務も多様化しており、組織内弁護士、その中でも（1）企業内弁護士が急増しております。法廷に立つというよりも、会社の法務部に所属して契約書のチェックなどを行うという方がこの間急増して、今400名の方がそういう仕事についておられます。資料の25ページにありますように、東京に集中しております。300人以上が東京で、大阪は30名か40名ですが医薬品と電機系の企業で活動する人が多いようです。

同じく組織内弁護士としては（4）任期付公務員というのが今非常に人気であります。キャリアアップするということで、金融庁などに行って2年、3年経験することによってノウハウや人脈もできますので、非常に人気が高くなっております。最近は地方自治体などにも行くようになっておりまして、名張の市役所とか、大阪でも松原市というところが公募しておりますので、そういう自治体における任期付公務員も今後増えていくのかなと思います。

（2）法テラスのスタッフ弁護士と（3）ひまわり基金公設事務所というのは、これはいずれも弁護士過疎、都市における事件過疎を克服するためにできている制度であります。法テラスのスタッフ弁護士というのは、日本司法支援センターの職員として給料をもらいながら仕事をします。ここが普通の弁護士と全く違うところで、普通の弁護士は、自分で売り上げを上げて弁護士をする、またはボスに雇ってもらって仕事をしますが、日本司法支援センターという公的な組織の職員として仕事をします。だから、稼ぎを気にしないで、小さな事件もこつこつとやることができるということで、今全国で150名の方が働いています。主には若手の弁護士で、1年間養成されて、2年目から赴任するという形になっておりまして、過疎地に行っている方と、都市部で民事扶助事件や国選弁護をやっている方があります。ひまわり基金公設というのは、各支部ごとにゼロ・ワンのところが100カ所ありますので、こういうところに弁護士が応募をして行っているというものです。日弁連から開業のための資金を貸し付

けたり、一定の収入が上がらなければ援助をしたりということで支援をしてきています。

(5) 弁護士任官は、弁護士から裁判官になるということです。非常勤裁判官が今非常に人気です。家裁と簡裁の調停官として、調停の主宰をする立場で週に1回勤務をするという形で、弁護士の仕事をしながら裁判官の仕事もできます。ただ常勤裁判官になれる方は非常に少ない。事務所を閉めていく、顧問先を放っていくということになりリスクも大きいことがネックになっております。

最後に大阪の法律事務所の立地ですが、裁判官の周辺に大多数の事務所がありまして、北区、中央区、西区、堺の場合は堺支部のある堺東に集中しております。

それから、大阪には1,500の法律事務所がありますが、うち900の事務所が1人事務所ということで、そういう点では非常に零細企業ということが言えるのかなと思います。

最近の特徴として、郊外に事務所がどんどん開設されていっています。最近では若手の方が独立するのに、都市部で独立しても仕事がない、ちょうど弁護士の広告も解禁されましたので、郊外のターミナルに立地をされて、駅に広告を出したり、チラシを撒いたりしてお客さんを集めるということで、高槻、最近では堺の泉ヶ丘などにもできています。三国ヶ丘法律事務所とか、その次の中百舌鳥法律事務所とか、駅名のついた事務所が今どんどんできていっております。そういう中で市民需要を掘り起こしているというのが、今の弁護士業務の新しい形かなと思います。

次に、第2、弁護士会の組織についてです。全体でいいますと、日本弁護士連合会という組織は52の単位会で構成されておりまして、2万8,000人の会員がおります。一番大きな弁護士会が東京の弁護士会で6,000人、最小は函館の36人ということで、大小ございますが、東京三会で48%、ほぼ半分を占めています。大阪は、その3つの単位会に次ぐ4番目の3,587名という規模であります。

大阪弁護士会の女性の比率は15%ということで、全国平均前後かなと思います。

3、弁護士会の特徴ですけれども、(1) 弁護士会は強制加入団体ということで、この会に所属しなければ弁護士業務をしてはならないことになっております。司法書士や税理士、行政書士なども強制加入ですが、その強制加入にしている理由は異なると解されています。その他の強制加入団体の強制加入の理由は、主には、専門職能の資質向上、スキルアップなどが言われていますが、弁護士会の場合は、後で言います

弁護士自治と結びつくんですが、国家からの独立性を保持するという独自の意味を持った強制加入と位置づけられています。

そういう点で、(2) 弁護士自治制度というものがこの弁護士会の特徴としては一番重要なものだろうと思います。今言いましたように、士業団体では唯一自治権を持っているのが弁護士会です。自治権というのは、端的に言いますと、懲戒権、弁護士資格を付与する意味での懲戒権を弁護士会が保持しているということですが、戦前は、司法大臣による監督権、懲戒権というものがございまして、弁護活動を理由にした規制がされていました。戦前、布施辰治という有名な弁護士が、治安維持法被告事件の弁護をしたということで弁護士資格を剥奪されたという苦い歴史があり、戦後の弁護士法をつくるときに、弁護士の先生方が頑張って、自治権を確立したという伝統がございまして。理由は、弁護士の仕事には国家と対峙する弁護活動がある、刑事もそうですし、行政、国家賠償、そういうものの中で、弁護士が権力に首根っこを握られていたら独立した弁護活動はできないということで、こういうものが確立されています。ですから、懲戒をするのも弁護士会独自の権限ですし、弁護士会の役員や綱紀委員、懲戒委員はみなし公務員とされていますから、刑法上の収賄罪があるという点でも重要な仕事になっています。他士業は、行政に懲戒権を握られております。

(3) 弁護士と弁護士会の使命ですが、弁護士法1条にありますように、基本的人権の擁護と社会正義の実現ということで、これは個々の弁護士の仕事だけではなくて、弁護士会の使命ということで、後で紹介するような委員会活動などを頑張っておっております。

次に、4、会費です。活動するにはお金が要るわけですがけれども、弁護士会の会費は、各士業の中でもずば抜けて高いと言われております。大阪で月額4万800円——大阪弁護士会として2万3,000円、日弁連が1万7,800円ということで、年間50万円程度払っています。外国の弁護士に「4万円払っている」と言うと、「それは年額ですか」と聞かれます。月額だと言うとびっくりされます。それは、すべての財政を弁護士会で行っているということと、今から言いますような公益活動の資金を会員が負担しているということが大きな理由です。

先ほど言いましたように、刑事当番弁護士の年間何億というお金を生み出すために、弁護士会で月額数千円のお金も補填してきましたし、被疑者国選ができてある程度国が面倒を見てくれるようになりましたけれども、国選の適用外の被疑者弁護を行

ったり、少年の付き添い事件ということで、少年が捕まって、警察段階は被疑者国選で行けるようになったのですけれども、その後、家裁に行くと、制度がないものから、さようならということになってしまう。しかし、そういうわけにはいかないものですから、そこの付添人の費用、10万円ぐらいなんですけれども、これまた日弁連でみんなで負担し合っているということで、月額3,100円ずつお金を支出して、14億円のお金を使ってやっています。

それから、ひまわりの過疎地に事務所を開設したりする費用も、弁護士会で700円ずつ出して4億円、それから、法テラスで民事法律扶助が得られる事件はいいんですけれども、そうでない生活保護の水際作戦で、申請がなかなか受け付けてもらえない方に同行していく支援とか、難民認定の申請、外国人の相談といった事業を日弁連で独自にやっているのですが、こういうお金も5億円予算から出ているということで、非常にたくさんの公的なものを弁護士会で負担しているということがございます。

最後に、(3) 公益活動負担金会費というのは、これは大阪、東京三会に独自のもので。地方は、委員会活動とか国選はみんなが負担しないとできないので、何もしなくてもみんなで分担するんですけれども、都市部ではやらない人も増えてきます。しかし、一部の人に偏るのは不公平ではないかということで、数年前から、公益活動の義務化というものを始め、それを履行しない方には負担金というものを払っていただく、お金で払ってもらうということで負担の平準化を図っておりまして、大阪も今やっております。

国選とか法律扶助事件、弁護士会の相談、委員会活動を年6回以上やる、調停委員などを公益活動の内容となっております。

5の会務の種類ですが、大阪弁護士会には色々な委員会がありまして、それぞれに弁護士が所属をして、ここはボランティアで活動をしております。人権擁護委員会などでは、人権救済の調査ということで、刑務所とか拘置所から例えば医療が不十分であるというような申し立てがあれば、刑務所や拘置所に出向いて調査をするなど、いろんなことをやっております。

6、大阪弁護士会の弁護士会活動の特徴でありますけれども、何といたっても人権活動は非常に活発だということと、弁護士会の委員会としては、ホームレスの支援などについては先進的な活動をしてきましたし、高齢者・障害者の総合支援、法教育、消費者、公害環境、薬害救済といったことを弁護士会としてもやってきました。一方で、

弁護士会で取り組めない具体的な事件については、その委員会の人たちを中心に弁護士団で取り組むということもやっております。

たくさんの自治体から委託を受けて、法律相談も行っております。

研修も活発でして、平成 18 年にこの新会館を造りましてから、部屋がたくさんできましたので、年間 248 講座というたくさんの研修を開講しております。実は研修も義務化をしております、年間 10 単位、つまり 10 時間聞かなければ指導をされたり、余りに研修に来ない人は氏名が公表されたりするという制度も入れて、今、研修の促進をしております。

7、大阪弁護士会の課題ですが、先ほど金子会長から、今年のスローガン「弁護士会に求心力を」のお話でしたが、毎年執行部がスローガンを考えております。これを見ていただくと、そのときに弁護士会に求められているものが大体分かると思います。去年は、「弁護士のプレゼンスを高めよう」、つまりプレゼンスがまだ低いという認識のもとに、これをスローガンにしました。20 年度は、「未来を切り拓く弁護士会をめざして」、19 年度は、「社会と会員から『頼りがいのある弁護士会』をめざして」ということで、こういうものを毎年それぞれ考えてやっています。

特に大阪弁護士会では若手弁護士が非常にたくさん増えてきていて、あふれるエネルギーと書きましたけれども、30 代の方々が非常に多いです。資料 90 の 3 ページの年齢別構成をご覧くださいますとわかりますように、男女とも 30 歳から 39 歳のところが断トツに多い状況であります。そういう点では、この弁護士会という組織が持っているエネルギーはすごいものがあります。ただ、それを市民の需要とマッチングさせることがまだ十分できていなくて、仕事をしたいんだけど仕事がないということで、このマッチングが非常に重要ななと思っています。弁護士 10 年目までの若い方が、全体の 40% を占めるという状況になっています。

他方、(3) 弁護士としてのアイデンティティー崩壊のおそれというのは、さっき言いましたオーソドックスな法廷弁護スタイルから多様化している、法廷に一切来ない人も出てきたということもありまして、そのあたりで弁護士会への結集ということについて少しばらつきが出てきています。また、経済的にも、特に若手の弁護士の就職難という中で経済格差が出てきている。そういう中で、公益活動、人権活動をやっている暇はないということで参加をしない方も出てきております。イギリスなどでは、法律扶助を頼りにしてやっている弁護士と、企業法務でビジネスロイヤーでやっ

ている弁護士が分離していった、弁護士自治が崩壊したと言われているんですが、そういうことにならないように気をつけていかねばなりません。

(4) 不祥事の増加というのは、最近弁護士会でもいろんな懲戒事案が出ております。極端なものには横領などの金銭関係ですけれども、事件放置などの職務怠慢、それから最近の特徴は、非弁護士との提携ということで、弁護士以外の者と提携をして仕事をすることになってきております。例えば、多重債務などの整理ということで、非弁護士との提携が問題になっております。

そういう点で、弁護士会の課題としては、(5) 市民、企業とのアクセスの強化ということに尽きます。弁護士会としては、例えば高齢者・障害者総合支援センターというのをやっています。これは10年以上たつたのですが、資料91の19ページに、「『ひまわり』10年の歩み 高齢者・障害者の法的サービスのバリアフリーと権利擁護をめざして」ということで、特に高齢者の権利救済、障害者の権利救済に取り組んできた状況が書いてあります。

それから、相談センター、遺言・相続センターというものもやってきております。資料91の7ページ以下に「『アクセス障害』の解消を目指して」ということで、労働問題、多重債務などを書いてありますが、弁護士に相談しやすいいろんなシステムを開発しています。例えば労働相談でいうと、労働者側は無料にするということもやっておりますし、遺言・相続センターなども、電話で20分程度の無料相談ができるということをやっております。また、中小企業のひまわりダイヤルでも電話での無料相談で20分程度話ができ、それをきっかけに継続相談をしていくというものができています。

それから、法テラスでも、資力が乏しい方を対象として無料相談の拡大が行われています。

また、大阪弁護士会では、この会館の相談だけではなくて、郊外型の相談センターを設けています。一番最近では枚方のほうに相談センターを設けましたし、今年度は、法教育ということで、府下の公立高校に出張授業という形で出向きまして、そこでクラスごとの出張授業をやって、弁護士会の活動の宣伝をやろうと考えています。

最後に、第3の弁護士になるにはという部分です。

今までは、司法試験に通って司法研修所に行ったら弁護士になれましたが、最近はその状況がいろいろ変わっております。資格取得の方法として、従来の旧司法試験は、年

間 500 名で、受験者は 2 万 5000 人から 3 万人、合格率は 3 %、5 %でありましたが、その後、弁護士の司法試験合格者は、1,000 名、1,200 名、1,500 名というふうが増えていっておりました。ただ、その中では、受験予備校に通って回答を丸暗記して論文を書いているのではないか、本人の思考力はどうなっているのかということが指摘される中で、質を向上させていくということでロースクール制度ができて、新司法試験ができました。今既に 3 回合格者が出ておりますが、ロースクールを修了した者に受験資格を付与するというので、2 年または 3 年間のロースクールに行くことが必要になっています。

ここにありますように、当初は、ロースクール卒業者の 6 割、7 割が合格するというスキームで始めたんですが、ロースクールが余りにたくさんできたものですから、合格率が非常に下がってきています。第 1 期の 60 期の方については 40%の合格率だったのが、33、27 というふうに、ロースクールを卒業したけれども合格が非常にしにくいという状態になっています。とりわけ、もともと法律の勉強はしていないけれども 3 年間で司法試験を受けるという未修コースになると、合格率がさらに下がって 18 %となっています。既修の方というのは、従来法律を勉強していてロースクールを 2 年間で終わるという方ですが、この方々が 38%ということで、この未修コースの合格率が思ったほど上がらないということが問題になっています。

もう一つは、昔の司法試験は回数制限がなかったので、5 回でも 6 回でも受けられたんですけども、今回は 5 年間で 3 回しか受けられません。3 回アウトになると司法試験が受けられなくなるということで、非常に費用もかけたのに将来が展望できないということになっています。

法科大学院についても、74 校、約 8,000 人の定員で始まりましたが、最近問題になっているのは学費が非常に高くなってきているということです。特に私学です。国公立は 80 万円、90 万円ですが、私学の授業料を調べてみましたところ、今年は 130 万円ぐらいだったのが、来年には 160 万円、高いところは 180 万円になっています。3 年行くと 540 万円ということで、大変な学費になります。そういう中で、ロースクールの修了生が奨学金の債務を負っている、平均 300 万円という借金を負っているということが分かっています。

これらの理由で、今ロースクールの入学者が減少しておりまして、定員割れになる学校も増えているということで、姫路獨協大学はとうとう撤退することになりました。

た。

その中で司法修習も変わってきております。私たちのころは、司法研修所で2年間研修を受けましたけれども、それが今は1年に短縮され、実務研修中心になっております。また、昔は給与を20万円もらえたんですが、今年の秋からそれが貸与制に変更されることになっておりまして、それを撤回する運動を今しております。

就職についても、今は非常に就職難で就職先が見つからない弁護士が増えていきます。最終的に自宅を事務所にして独立したり、事務所がなくて携帯電話だけで仕事をするという方も出てきています。

最後に、合格者を増やしてきたということで今就職問題が出てきていますけれども、法曹人口問題についてはいろんなご意見があると思います。身近にはまだ弁護士がいらないではないかということもありますが、弁護士の中でいうと、急増し過ぎて需要が追いつかないということで、非常に警戒感が出ているということだけ触れておきたいと思います。

(4) 質疑応答

三成副議長

皆さんから質問が出やすいように、私のほうから、非常に初歩的なことになるかもしれませんが、質問させていただきます。

大学やロースクールの現在の一番の関心事は、弁護士会が新司法試験の合格者数についてどのように考えておられるのかということです。日弁連の新しい会長も抑制の方向で、つまり合格者を増やし過ぎたと考えておられるような話も聞いております。新司法試験の制度を巡っては、確かにいろいろ問題が出てきています。そこで、今後の方向として、弁護士会では、法科大学院学生の適正規模についてどのように考えておられるのかということです。

それと関係するのですが、現在、弁護士になられた若い方が、携帯弁とか宅弁とかいろんな言葉で呼ばれていますが、とても信じられないような形で、よく言えば独立して、悪く言えばほったらかしといってしまうような状況に置かれています。それ自体もちろん問題でしょうけれども、先ほど、若い弁護士さんを日本司法支援センターの職員として雇用しており、彼らの多くが過疎地に派遣されているというお話がありました。過疎地では、あらゆる問題を一人で担当しなくてはならない。お医者さんの場合も、過疎地の病院に行くと、ありとあらゆる病気を診ないといけないこ

とになりますが、そのような状況におかれている若い弁護士さんたちに対するサポートはどうされているのか。弁護士会としての活動について、お教えいただければと思います。

岩田企画調査室長

最初の人口問題のところは金子会長のほうにお願いして、過疎地に行かれる弁護士の養成について、私も関与しておりますので申し上げます。

法テラスのスタッフ弁護士は、弁護士になって1年間、法テラスから給料をもらいながら養成を受けることになっております。私も事務所に1人受け入れているんですけども、事務所としてはその方の給料を持たないで、いろんな事件について共同受任をし、書面を書かせて指導していくという事務所の指導と、それからこれは非常にうらやましがられているんですが、日弁連と法テラスが月に1回、各分野別の専門研修というものをやっております。これはあらゆるメニュー、特に過疎地に行って起こるであろう離婚問題とか、DVの問題とか、そういう個別の課題について一流の講師を連れてきて、1年間でたたき込むという研修をやっております。そういう点で、1年目ではありますけれども、非常に密度の濃い養成を受けることができますし、また過疎地に行かれても、今はメーリングリストというものがあまして、いろんな相談をメールに入ればみんなが答えてくれますので、その辺のサポートはかなりうまくいっているのではないかと思います。

金子会長

人口関係についてですが、例の司法改革審議会の意見書では5万人体制ということを書いておまして、現実にはそれが始まりまして、同時にロースクール制度が始まりました。

司法試験については、現行（旧）司法試験と新司法試験と2つありまして、例えば、今年の4月から修習をやっておられる現行64期が94人いるんですが、60期で新旧合わせて2,376人、61期で2,408名、62期で2,317名、63期で2,178名と若干減りました。新司法試験合格者は2,000名台で終始しております。

日弁連のスタンスとしましては、日弁連の理事会決議で、5万人体制に時間をかけていくことについては否定をしていないわけですけども、余りにも急激過ぎて、就職難などさまざまな問題が出てきている。後でご説明しますが、経済的な負担

等についてもそうですし、さまざまな問題が出てきたということで、とりあえずは現状を維持した上で、法曹養成制度自体をもう一度検討してみてもどうかという意見を今出しているところです。

宇都宮日弁連会長としては、1,500人という数字はお出しになりましたけれども、今の日弁連の方針としてそれを採用したわけでも何でもないので、今のところは、法曹人口政策会議というものをつくりまして、その中で検討していこうというスタンスをとっております。私も日弁連の副会長なんですけれども、理事全員と、あと200人規模の会議でありまして、理事会の後にそこで検討していこうではないかという形になっています。

それと、今1つの動きとして出てきておりますのは、文科省と法務省とでPTをつくりまして、この法曹養成の関係についての論点整理をしております。もうそろそろその論点整理が終わりまして、それをもう一度議論しようではないかということです。それは多分、有識者会議のような形になると思いますけれども。つまり、ロースクールが始まって5～6年になりますけれども、いろんな問題が出てきているので、それをどうやって修正していけばいいのか。司法改革審議会のおっしゃっていた方向性については間違いではないとしても、出てきたいろんな弊害をどう直していったらいいんだろうかという、今のところそういう状況になってきています。

西村委員

前回、会長さんの就任パーティーのときにもお話しになっていましたが、修習生の負担金、借金が約300万円あるというお話を聞いて、弁護士さんというのはみんなお金持ちなのに、300万円も借金があるのかと非常に驚きました。要するに、これはロースクールの授業料と考えていいんですか。

金子会長

ロースクールの授業料と生活費、その他もろもろということになります。資料92が1枚でコンパクトにまとまっていますので、これを見ていただくと分かります。これはまた後でご説明させていただきます。

それともう一つ、対照していただければと思うんですが、弁護士がどれだけ努力をしてきたかということです。資料90の40ページ、41ページに弁護士ゼロ・ワンマップというものがあります。それから、「裁判官を増やそう！」というパンフレットがございますけれども、これの3ページ、「裁判所に裁判官がいない？」というページ

に一覧表がございますが、これらを対照しながら見ていただきたいと思います。

弁護士の数が少ない過疎地がたくさんあるということが言われてきました。1993年7月1日には裁判所の支部で弁護士ゼロのところは50カ所、また、弁護士が1人しかいないところが25カ所ありました。ところが、2009年8月1日では弁護士ゼロの箇所は2カ所になりましたし、弁護士が1人——1人だと、相手方になるとしたらもう一人弁護士が要るので、どこかから来てもらわなきゃならないのですけれども、それも13カ所まで減らしました。これだけ弁護士会はさまざまな努力をして過疎遍在をなくしてきました。自分たちのお金を会費として出すまでして、ひまわり公設事務所という形をやってきましたし、法テラスも後で出てきましたけれども、具体的にこういう結果が出ました。

では、裁判所はどうなっているのかというと、パンフレットを見ていただければ分かります。裁判所が常時いないところがあるところが48カ所もありますし、かえって統廃合でそういう場所が増えてきています。裁判所の支部のさまざまな問題もありますけれども、極端なことを言いますと、本部というか地裁では裁判員裁判がありますが、こういう支部では裁判員裁判はできませんので、例えば北海道などを見ていただきますと、裁判官がいない支部がこれだけありますので、この人たちは裁判員候補者になると旭川まで行かなきゃいけないのです。あるいは、労働審判も本庁しかありませんので、そういうところまでわざわざ行かなきゃならない。弁護士が一生懸命弁護士過疎をなくしてきているにもかかわらず、裁判所のほうは増やしていない。だから、私たちは日弁連で、裁判所を増やしてほしいと訴えています。これには出ていませんけれども、検察庁などはもっと悲惨です。こういう実態はほとんど知られていないということをご理解いただけないかということがございます。

給費制の問題はまた後で私のほうから報告させていただきますので、譲らせてください。

野呂議長

私、新聞社で社説を書いておるんですけれども、産経、朝日、毎日、読売、日経といった5つの全国紙で、社説があるテーマで一緒のことを書いて、同じような論調になるということはなかなかないんです。1年に1回あるかどうかなんです。ところがこの法曹人口問題に関しては、この5つの新聞社がおしなべて、弁護士会が法曹人口年間3,000人を減らそうとしていることに対して反対の論調なんです。

それはなぜかという、法曹三者——裁判所、検察庁（法務省）、弁護士会、そこに市民代表などが入って、3,000 人増やしましょうということが、弁護士会代表ということで中坊さんが中心になって決まったのが、今から5年ほど前です。決まって2年ほどしてから、弁護士の間から、いやいや、こんなに増やすのは大変だという声が上がってきたわけです。それに対して、まだ始まったばかりなのに、皆さん何を言っているんだと。市民から見ると、弁護士会の言っていることはなかなか腑に落ちるものではない。3,000 人と決めながら、突然2年、3年後に反対するのは、ちょっと待ってくださいよと。

確かに、一線の若い弁護士の人たちは就職もできず大変なんですけれども、これは非常に根深い話で、1つのルール決め方にもかかわって、今後いろいろと議論になってくると思います。

幸田委員

任期付き公務員がキャリアアップで人気というお話がありました。私ども行政ですので、少し興味があるんですけれども、実は公認会計士さんは地方自治体にもたくさん入ってきています。特に私どもの業務を市場化テストで外部化するというのに取り組んでいまして、具体的に言いますと、今年は監査業務を市場化テストで外部化したんですが、そういった意味で、公認会計士さんはすぐ身近にいらっしゃるんですけれども、なかなか弁護士さんはいらっしゃらないんですね。どうしてなのでしょう。

上原副会長

大阪弁護士会も日弁連もそうですけれども、7～8年ぐらい前から、組織内弁護士を増やしたいということでシンポジウムや研修会をやってきました。法曹人口が増えるにつれて、企業内弁護士自体はかなり増えてきてまして、大阪でも7～8年前は2人くらいしかおられませんでした。今は30人を超えておられます。全国でも400人を超えているということですのでけれども、自治体に勤務される弁護士というのは、今現在は大阪ですと大阪市さんに1人おられます。それから、首長さんは、大阪府を含めまして、奈良県の生駒市にもおられますけれども、その程度ということです。

7～8年ぐらい前ぐらいに自治体の職員の方と懇談会みたいなことをやったことがあるんですが、そのときには、弁護士の収入が高くて、自治体の職員の給与体系では弁護士が満足しないということが非常に大きかったです。ところが、弁護士のほうが人数も増えてきて、また法律事務所の給与体系もどんどん下がってききましたので、

給与的にはそれなりに見合う形になりつつあります。ただ、問題は弁護士の職制の問題で、例えば大阪府さんなら大阪府さんのどういう職階で弁護士を入れるのかとか、企業においてもどういうポジションで入れるのかというのが、各組織においてまちまちでして、それを確立された企業はどんどん人を入れておられるし、自治体の場合も、関東のほうへ行くと逗子市などに弁護士がいますけれども、それなりのポジションなり報酬体系を作られてそういう問題をクリアされたところでは、継続して雇っていただけているのではないかと考えています。

幸田委員

自治体の中の業務で、弁護士さんがおやりになると適切だと思われる業務はたくさんあると思うんです。当然、私どもがそういう提示もしないといけないんですけれども、こういったことができるんじゃないかというアピールを是非していただければと思います。

1点だけ付言しておきたいんですけれども、民間の方と私どもの職員の交流をする場合、いろんな制約があります。例えば1つは、社会保険の問題、退職金の問題、いわゆる官民交流人事に関する問題があります。国家公務員の場合は、官民交流法によって一定法整備ができていますけれども、自治体の場合はこれできていない。企業から私どものところに来ていただく方についても、例えば研修という形で来ていただいたり、今も公認会計士の話をしましたけれども、任期付き職員という形で身分的には非常に不安定な形をとっています。これを是正しようということで、今、大阪府などでは、国に対して、官民交流法の地方交流版を整備するよということ随分言っているんですけれども、またこの辺についても応援していただければと思っています。

金子会長

私から補足しますと、資料90の27ページ、任期付き公務員の状況ということで、2009年6月現在で日弁連が確認している公職に従事する弁護士の勤務先省庁があります。内閣府と公正取引委員会、金融庁、消費者委員会とございます。

私は40年前に弁護士になったのですが、その頃はこういう可能性は全くなくて、弁護士でいくしかありませんでした。しかし、今の若い人たちというのはこういう形のさまざまな寄り道ができると思いますか、さまざまな可能性があります。任期付き公務員を何年かやった後に弁護士に戻って、それを役立たせて仕事ができる。

あるいは、検察官というのも刑事事件ばかりやっているわけではなくて、民事の立法に携わる人もたくさんいるんです。会社法とかそういう法の立法に携わった人が、やめて弁護士になられて、その分野のスペシャリストとして働いておられる。そういう意味では、こういう仕事はさまざまな可能性を生んできているということで、若い人たちがこういうところに入ってそういう知識を得て、立法作業などに携わるという可能性もものすごく開けてきている。そういう意味では、私たちのときと全然違うのではないかと思います。

だから、公務員になればこんな仕事があるということを弁護士会が若い人たちに示してやらなければいけないと考えています。

ただ、経済的な問題はあります。今公務員で行っておられる方は大きい事務所の方で、1年か2年行かせるというところが多いんですが、それだけではなくて、何らかの形で経済的なものをはっきりさせた上で、みんなが平等にそういうところにちょっとぐらい寄り道できるような形ができればいいんじゃないか、そうすればもっと可能性が開けるんじゃないかということを感じております。

李委員

裁判員制度が実施されて1年ということになるわけですが、それに伴う弁護士活動の変化みたいなものはあるのでしょうか。

丹羽副会長

刑事弁護、裁判員裁判がちょうど1年たちました。我々は役員名刺があるんですが、この名刺のロゴは三庁一緒なんです。裁判所も検察庁も弁護士会も、同じロゴで「裁判員制度」と書いてありまして、広報を共同でやっております。今まで裁判所、検察庁、弁護士会は、共同ということよりも、立場性をはっきりさせるということが重要だったんですが、この1年を見ている限りにおいては、広報活動は一緒に議論して、一緒に共同してやってきております。

裁判員裁判についても、立場は全く違いますけれども、三庁の経験交流会というのを2カ月に1回やっております。三庁、3つの司法が1つの目的で一緒にやるというのは、私も司法修習のとき以来だと思っています。

もう一つは、今、弁護士会ではN I T A研修というものを行っています。アメリカでは陪審制度をとってしまして、日本の裁判員裁判とは違いますけれども、とりあえず口答主義、直接主義が非常に重要だということで、専門的な研修機構から人を呼ん

で、実際の模擬裁判、それも実践的模擬裁判、頭で考えるのではなくて現場で実践していくという形で2年連続学んでいます。

そういった非常に集中的な研修をやっているんですが、検察庁は組織的にそれを中心にすべての庁を挙げてやるわけですが、弁護士は、おのおの在野で事務所を持って、そこで経済基盤を確立しながらいろんなことをやるわけですので、弁護士会としては一生懸命やるけれども、どうしても一体的、統計的にやる検察庁、裁判所とは土台にギャップがあるんです。そこで、少しでも統一的、総合的、計画的な研修をやろうということで、今年はそこに力を入れてやっております。

それから、裁判員裁判も1年たちますといろんな課題も出てきますので、それを検証して、3年目の見直しに向けてどうするのかということも議論を進めていこうという段階に入っています。この裁判員裁判では弁護士の若手の意識が非常に実践的になったといえますか、分かりやすく、かつ被告人、被疑者の権利を守るためにどのように裁判員の方に分かってもらうかというところを常に意識しながらやるようになったと言えます。

野呂議長

先ほど岩田さんのご説明の中でありました被疑者（国選）弁護というのは、これは非常に重要だと僕は思っているんです。今までは、起訴されて裁判になってからの弁護が主でしたが、いわゆる逮捕段階、起訴される前の被疑者段階の弁護に国選をつけるということは、冤罪を防ぐために非常に重要だと思うんですけれども、その起訴前弁護の中で、先ほど少年事件の付添人の話をされておりました。少年事件では空白があるというか、つけられない、あるいは大人でも起訴までに任意で取り調べの段階とか、少年事件の場合は審判に付された段階とか、起訴前弁護あるいは少年審判の弁護というのは空白期間があるんですが、それを埋めようとする取り組み、努力はどうなされているのか、教えていただけませんか。

岩田企画調査室長

例えば窃盗事件などで捕まりますと、今は被疑者弁護ということで、警察にいる段階は、少年が請求すれば被疑者弁護人としてつけるんですけれども、それから家庭裁判所に送致された段階で弁護人の権限がなくなるので、その後は少年が1人で家裁で審判調査官や審判官に対応するしかない。そこで、我々もここまで弁護してきてあげたのに、最後つき合っただけあげられないのは困るということで、今は、弁護士会のお金

による少年付き添い援助という制度を利用して、我々が付添人になっています。しかし、それには莫大な予算を今も使っておりまして、日弁連としては、拘束された少年については全件国選で付添人を付することができるようにすべきだという運動をしています。重大な事件、人を殺したというような事件は今でも国選付添人がつくんですけれども、普通の事件は基本的にはつかないということで、日弁連的な運動を今頑張っているというところであります。

金子会長

正直言いまして、国選付き添いが果たして可能かどうか、それも私たち弁護士が問われる問題です。けれども、少年の付き添い援助という形で現実にほとんどの弁護士会がそれをやるようになってきていますので、少年付き添いの国選も全国的に可能ではないか。日弁連としては、少年委員会を中心として、これはやり切れるだけの仕組みもできたので、実施してはどうかということで今提言を出しているところです。ただし、なかなか法務省、裁判所はイエスとは言いませぬ。

西島委員

公益活動、人権活動への不参加という傾向があるというご報告がありましたが、これへの対策はどうなっているのかをお教えいただきたいと思います。

岩田企画調査室長

先ほど言いましたように、会員の公益活動、人権活動への不参加が非常に目立ってきたということを受けて、既に東京で行われていた義務化というものを大阪でも平成18年に実施をしました。

今後問題になるのは、例えば弁護士会の法律相談を担当するというのも公益活動に入っているのですけれども、昔は、忙しい中で弁護士会館まで行って相談を受けるというのはある意味では負担なんだけれども、みんなで分担しないとねという時代が長かったので、公益活動という位置づけをしたんですが、実は今は、若手の弁護士が自分の周りで法律相談なり顧客を獲得するのが難しい中で、この弁護士会の相談に行きたくて事件を獲得するという面がありまして、この法律相談は義務ではなくて、むしろ権利なのではないかという状況に変わりつつあります。逆に言うと、法律相談をやっていれば、あと何もしなくても公益活動をやったことになっていますが、それでいいのか、公益活動とは一体なんなのかということをもたまたま検証していく必要があるのかもしれない。法律相談ばかりではなく、弁護士会がやっている人権活動や委員会活動

にどの程度の人が参加しているのかということ、今後検証する必要が出てくるのかなと思っています。

丹羽副会長

人権擁護活動をやるといえる意味では非採算部門なんです。それでお金をもらうということは基本的にないわけです。しかし、人権擁護活動で草の根的に市民社会の中に入って行って救済をして、社会の変革をしなければいけないときには政策課題を出す、これが弁護士の本来的なあり方だから、自由、独立、かつ自治権を持っているわけです。しかし、人権をやって飯を食うことはできないわけですから、弁護士は自分の法律事務所できちっと経済的に蓄えて、そして時間を割いて人権活動をしてきたのですが、こういう構図が今崩れてしまっているんです。だから、やればやるほど事務所としてはしんどい。自治体公務員とか企業の人、裁判所も検察庁も給料をもらっていますけれども、我々は給料はないわけです。そこをどうするか。

また、弁護士がどんどん多様化してきていますので、そうすると、公務員になったり企業の中に入っていったりと多様化する中での人権擁護活動となると、緊張感があるわけです。弁護士のアイデンティティーがものすごく揺らいでいるというのが、岩田室長の5ページの報告なんです。ここは本当に一生懸命考えなくちゃいけません。

こういう緊張の中で一生懸命考えて——会費4万円、新人も4万円です。これを出しながら、一生懸命自主事業でやっているという側面もあるということです。そういうところを知っていただきたいなと思っています。

三成副議長

イギリスでもアメリカでも、確かに弁護士の間での経済的な格差は生じていると思います。しかし、いわゆるプロボノ教育、つまり公共のために働くという弁護士の使命については、法曹養成の中で明確に位置づけて教育していると思います。大学関係者としては心苦しいのですが、今のロースクールは司法試験の勉強一本やりみたいになっているところがありますが、法曹の倫理として、公共のために働くことは法曹の重要な責務なんだということを教えないといけない、学部教育レベルでもそうした教育をやっていく必要があるという気が私自身もしています。

恐らく弁護士会ではすでにそういうことをやっておられると思うのですが、公共のために働くことの大切さについて、積極的に教育していく必要があるのではないでしょうか。英米の法曹も確かに問題はありますけれども、ロースクールの中で結構そう

した教育はしている印象を私は受けました。

それから、組織的な問題として、大阪弁護士会でもそうですけれども、1人で弁護士事務所をもたれている方が非常に多い。プロボノ活動の負担を誰がするのか、財政的な問題をどのように処理をするのか、というのは確かに大きな問題です。本来ならば、国が面倒を見るか、あるいは国民が応分の負担をしなければいけないのですが、弁護士会が自立的な組織としてやっていくために自分たちで負担していくとなると、1人や少人数の事務所ではそもそも限界があるのではないのでしょうか。アメリカの弁護士たちがさまざまな活動ができるのも、結局、大きな弁護士事務所だからできるので、事務所内で役割分担を決めて活動しているわけです。そういう組織づくりをどこかでしていかないと、なかなか実際にはプロボノ活動が担えず、お金を払って済まそうという話にどんどんなっていく感じがしますね。

大阪弁護士会が非常に立派な仕事をされているということを、今日の岩田先生のご報告をお聞きして改めて認識させていただきましたけれども、これだけのことをやるにはどういう組織作りをしなければならないのかということを弁護士会自身が考えていかないと、組織的な活動を今後も維持することできなくなるのではないかと思うわけです。

金子会長

ありがとうございます。

資料 90 の 6 ページに事務所における弁護士の人数があります。この下のほうに、1人事務所、2人事務所の数字が出ておりますが、これを見ていただきますと、人数の割にはそんなに増えていないんです。ですから、共同化というのが少しずつ進んでいるのではないかという感じがしております。

それから、人数が増えてくることによって法的ニーズがどうなるのかという話ですけれども、正直言って行政とかいろいろなところと話している中でも、法的ニーズはたくさんあると思っております。ただ、経済的に合わないんです。経済的に合わないから、そのニーズを私たちが掘り起こせていないんです。その法的ニーズというのはあくまでも人権といいますか、法的問題ですが、それを解決できるシステムをどうやってつくっていくかなんです。ニーズに合おうと合わなかりょうと、そこに法的問題があるわけですから、幾らお金がかかりょうと、ちゃんとしたことをしなきゃならないん

ですけれども、それがペイしないから、なかなか取り扱えないんです。だから、それは公的扶助なりでしていかなきゃならないんですけれども、それが今、制度化できていないんです。だから、行政にも法的ニーズは腐るほどあると思っていますが、そういうものにどうやってお金をつけられるようにして、それで弁護士が取り扱いやすくするか、そこを制度設計していかないと権利救済もできないと思っています。

上原副会長

5～6年前にワシントンDCとメリーランドのほうへ調査に行ったことがあるんです。日本の法律支援センターができる前でしたけれども、メリーランドでは、リーガルエイドという法律扶助の組織がありまして、それを主に扱っておられる弁護士さんたちにもヒアリングをしてきてわかったのですが、州がつける予算が日本とはレベルが違うんです。向こうには、お金がない人の小さい事件だけを専門に扱っている弁護士がおられるんですけれども、それだけで十分生活できるんです。別に何百万、何千万の報酬を取る必要は全くないんですけれども、生活はできる。でも、日本の場合は、国選弁護で1件10万円足らずで、接見に行つて、法廷に行つてという形で、月に何件できるかという問題があります。

それから、今、大阪市などで非常に問題になっていますけれども、生活保護の問題とか不正受給の問題とかいろいろあります。それから、少年事件も、校内暴力の問題、いじめの問題など、子どもさんの精神的なものを法的なレベルでいかにバックアップしていくかという問題もあります。少年の委員会の人たちは、我々の集めた基金の中から、1回出動したら1万円という形で相談に乗りに行つてやっているわけです。それから、高齢者、障がい者の方で地域で困っている方の相談にも行つておりますけれども、1回1万円です。それを月に30回行つても30万円ということで、事務所の維持費とか従業員の給料を出したら、自分の生活に回ってこない。そういう現状が今ある以上、なかなか難しい。

そもそもそういう小さい事件とか、扶助の対象になるような事件は単価が低いので、事務所を維持できないし、自分たちの生活ができない。ここが根本的な問題で、これが司法基盤の問題と言われているものだと思います。イギリスを調査したことはありませんけれども、アメリカのレベルではそうでした。国選弁護人事務所というのが現実でありまして、そこでは若手でなりたての方が年間200件から300件ぐらいの事件を持っています。向こうは認める形で刑事事件が終わってしまいますから、何ぼ

でもできるんですけれども、その人でも 600 万円、700 万円ぐらいの給料を取っていました。中堅になりますとジュリートライアル（陪審審理）をやりますので、2,000 万円ぐらいの報酬を取っていましたけれども、それも全部州の予算で全部賄われていました。

このように、日本は司法基盤の整備が全然できていない。日本とレベルが全然違う。弁護士人口の話ですが、アメリカの弁護士人口と日本の弁護士人口とを単純に比較して、日本の弁護士は少ないというのは、なかなか難しいかなというのが現状だと思います。

（５）弁護士会が抱える問題についての報告

金子会長

現在、法律家、裁判官、検察官、弁護士になろうという若者たちが悲鳴を上げております。昨年 11 月に日弁連が、司法試験に受かりまして修習生になる人にアンケートをとりました。2,000 名中 1,500 名、要するに 75% の人たちが応じてくれたんですが、その約半分の人たちが、法科大学院の奨学金とかローンを利用している、ある意味では借金をしていることが分かりました。最高で 1,200 万円、1,000 万台の人が 11 人、平均額が 318 万円でした。このアンケートは、日弁連の修習委員会で、私が修習委員長のとくにしたんですけれども、衝撃的な事実でありまして、司法試験合格者というのは、裁判官、検察官、弁護士として働く前に、司法修習生として 1 年間訓練を受けます。修習は、平日フルタイム、アルバイトは禁止でございます。これまで、修習生には約 20 万円という給与が支給されておりました。それが、今年の 11 月からなくなりまして、生活資金を貸し付ける貸与制度にかわります。これは平成 16 年の裁判所法改正でそうになりました。貸与される、つまり貸し付けるのは月 23 万円から 28 万円でございます。約 300 万円がこれまた借金につけ加えられるということです。今の給与制であれば 20 万何がしですけれども、法科大学院の借金を返していけますけれども、貸与制になったら返せない。法科大学院の合格率がどんどん下がって 3 割になっておりますし、弁護士が就職難だということも知れ渡ってきました。そういう将来を考えると、借金するぐらいだったら別の仕事へ行こうという気持ちになるのも、それは分かることであります。

裁判官とか検察官、弁護士というのは市民の権利を守る守り手だと言っているんですけれども、弁護士は公共・公益義務も課されておりますし、弁護士法 1 条で、基本

的人権と社会的正義の実現を使命とするという公共的な存在とされております。先ほども話が出ておりましたけれども、日弁連はさまざまな会員を抱えておりますが、特別会費を含めまして約 60 億円の予算規模があります。会員の理解を得まして、国選を除いた部分の被疑者援助と少年付き添いで約 10 億 5,000 万円というお金を出しています。高齢者、障がい者等の民事扶助 7 事業というのがありますけれども、そちらに約 4 億 2,000 万円、ですから毎年約 15 億円のお金を使っております。つまり、予算規模の 25%というお金を法テラス（日本司法支援センター）に委託事業としてお金を出しているんです。そういう、本来であれば国がなすべき事業を、日弁連が肩代わりしているのです。弁護士というのは公益的存在であることは明らかです。

こういう国民の権利の守り手であります法律家——裁判官、検察官、弁護士がスタートから 600 万円以上の借金を抱えるというのはどうなのか。修習生、新人を取り巻く状況は厳しいのです。こういう状況は、6 年前の裁判所法改正当時にも抽象的予測はされていたかもしれませんが、これほど切羽詰まったことになるとは分かりませんでした。問題は深刻で、法律家を目指す若者たちが減少しています。そもそも法科大学院に入る人たちが減ってきています。法科大学院の受験者が定員の 2 倍に満たないという危機的状況です。大学入試センター、法務研究財団の志願者数はだんだん減ってきています。有為な人材が入り口で逡巡しております。

それから、司法改革でどうしてロースクールをつくったかということ、社会的にさまざまな経験を持つ人たち、さまざまな社会的経験を持つ多様な人材にこの世界に入ってきてもらうためでした。新 60 期、一番最初的时候にはさまざまな経歴の人たちがこの世界に入ってきてくれました。ところが、社会人入学者の割合が 48%あったのが、今は平成 20 年度で 29%、3 割を切っています。社会人の希望者が減少しております。借金してまで人生かけられるかということ、なかなかそうはいかない。そうしますと、結論的にはお金持ちしか法律家になれない時代が来るということになります。国民の権利の担い手にお金のない人はなれない。そういうことでいいんだろうかという極めて基本的な問題提起でございます。

司法改革というのは、よりよき法律家を育てるためになされたものであります。けれども、この具体的な状況を見ますと、事情の変更があるのではないか。ここのところで制度設計を変えていかなきゃならないのではないか。真に有為な人材に来てもらうように、若い人たちがこれ以上経済的負担を負わなくて済むように、法科大学院の

奨学金なども問題になりますけれどもせめて修習生の間だけでも給料を支給して、経済的な心配なしに修習できるようにしなければならないのではないかと。

日弁連が宇都宮執行部になりまして、このような現状に対しまして、給費制維持を掲げまして対策本部を立ち上げました。この給費制対策本部には、若手の弁護士や司法修習生、ロースクールの若い人たちが結集しております。ビギナーズネットというものを作りまして、今メールでやりとりしているんですけども、お金のあなにかかわらず、いい人に来てほしいと切実に思っております。

日弁連は、5月28日に愛知の定期総会で給費制維持の決議をいたしました。市民に訴えるさまざまな集会もしておりますし、四大紙、五大紙、それと地方の新聞にも給費制のことを載せるようにしました。そういう動きを全国各地でもっともってって、国会議員の方々の理解を深めて、何とか給費制を維持させたいと考えているところです。

それからもう一つ、資料93でございます。これも重要な問題でございまして、今までは皆さんテレビを見られると、裁判所の階段を被害者団体の人たちが弁護士と一緒に歩いていくところを映していたと思うんですけども、それが今年の4月1日から禁止になりました。これは大阪高裁管内ですから、大阪地裁だけではなくて、堺、和歌山、京都、奈良、滋賀、神戸が全部そういうことになりました。

これは記者クラブの方でも抗議はされているんですけども、私たちが記者クラブの方々との懇談会で初めて知りまして、今まで許されていたのに、これはおかしいなと。というのは、大阪なんかはアプローチが広いし、別段邪魔になるわけでもないし、そういうところでどうしてこんな規制をするのかと。裁判所は、市民に開かれた裁判所とおっしゃっているんですが、現実にはやっていることは市民を締め出すとか、マスコミを締め出すということなんです。

記者クラブに対する通告によると、禁止の理由は、裁判所の公平性、中立性を保つためというのが1つ、一方の当事者の撮影を裁判が認めること自体に問題がある、従来から裁判所内で問題になっていたというのが2つ目の説明です。今まで何十年間もずっと認められてきたのに、どうして今になってという話です。それと、最高裁の広報ハンドブックにある広報のあり方と今までの撮影の便宜がそぐわないためということも理由のようですが、ハンドブックというのは最高裁が出したものですが、どこに記載があるのか分からないというコメントがついています。

高裁の言い分としましては、東京高裁管内などでは裁判所敷地内の撮影は認められていないと。確かに、東京高裁はものすごく狭いんです。人間もたくさんうろうろしているし、あそこだったらしようがないかなと思いますが、大阪の裁判所はあんな広々としたところなのに、どうしてこんなことを言うのか。それから、ここが一番ちゃんと来るところでしょうけれども、これは大阪高裁の通告であって、記者クラブと協議なんかする事項ではないと一方的におっしゃっている。しかし、それはちょっとおかしいのではないか。今、裁判員裁判で市民に開かれたとかさまざまなことをおっしゃっている裁判所がどうしてこんなことをされるのか、私たちとしても大変疑問ですので、今日是非ともこの市民会議で議論してもらって、健全な市民の方の意識なりをお聞きしたい。あとこういうことは全然知られていないわけです。マスコミの人も余りこういうことを言わないわけです。障がい者の関係とか生活保護の関係とか幾つか裁判を起こしていたと思いますけれども、今、テレビを見ていただくと、今までと違って、階段まで行っている撮影はありません。全部裁判所の前の道路です。そっちのほうの方が狭いと思うんですが、そういうこともありまして、今日はこのことも取り上げていただきたいということでございます。

以上でございます。

右田委員

細かなことですが、先ほどご説明いただきました6ページの法教育の問題ですが、これの内容を、簡単で結構ですので少しご説明いただけますか。なぜこんな質問をするかといいますと、国家権力に対峙する市民社会という位置づけをすれば、今後日本のあり方をどういうふうにするのか、市民をどう育てていくかという射程の中でいろいろな課題が出てくるのではないかとということです。

それからもう一つ、国際弁護士が東京中心だと簡単に説明されましたけれども、特に大阪府、大阪市が対応している中国との関係などで、やはりこれからニーズも出てくるのではないかと思いますがいかがでしょうか。

金子会長

前から法教育というのは必要だということはおっしゃっていただきました。特に最近、さまざまなところで、消費者教育、裁判員教育などさまざまなことがおっしゃってあります。

大阪弁護士会としては、これを法教育事業として考えました。できれば小学校から大学まで私たちは法教育をやりたいんですが、それには人的パワーもお金もありません。

るので、現実にはできない。それならば、どこかを押さえられないかということで、高校生に対する法教育というところで一線を引こうではないかと考えたんです。大阪府下に高校は256ぐらいあるんですが、そこに少なくとも5クラスぐらいあるとして、全部合わせて1,500ぐらい、そのクラスに1人ずつ弁護士を派遣しようじゃないか、それなら大阪弁護士会でできないことはないだろうと。そこで、弁護士会が行く人の費用を出します、学校側は今のところは費用は要りませんということで派遣しています。

そこで教えることは、消費者教育などさまざまなことです。基本的には、大阪の高校生は一生に1回は弁護士に会えるという制度をつくりたいと考えて、今年からやり始めました。それは教育委員会も賛成してくれています。最初ですから理解を得るのはなかなか難しいですけれども、1つずつやっていかなければならないと思っています。

高校の1、2年生としたのは、1年か2年たって18歳になれば働く人もいますし、20歳になれば裁判員の資格も出てきます。そういう意味では、働くようになればさまざまな消費者被害に遭いますから、弁護士が行って、3年の間に1回1時間だけですから大したことはできないけれども、困ったら弁護士会に来てくれ、弁護士のところへ来いということを高校生のときからたたき込もうと思ったんです。そしたら、少しは助かる人が増えるのではないか。大阪の高校生は一生に1回、生の弁護士に会えて、弁護士会というものを知ってもらおうということを制度化していく。これを10年、20年続けることで、大阪の高校生はその後大人になっていくわけですから、それと弁護士会とが近くなってくるということを考えて、この制度をやっています。

次に外国の弁護士の問題ですけれども、確かに今、渉外弁護士が多いのは東京ですけれども、ご質問の通り、今の渉外というのは、アメリカ、ヨーロッパだけではなくて中国、韓国、タイ、フィリピンなどの弁護士が日本に入ってくるだろう、それも近い将来だろうと私たちは考えています。そのときに私たちはどうするのかという問題は、大阪でも一緒なんです。すでに上海とか北京などに支店を設け出している弁護士事務所もあります。

丹羽副会長

今、右田委員は国家と対峙した市民社会とおっしゃられたと思うんですけれども、そういうふうには考えていないんです。ここで室長が書いたのは、国家と対峙する弁

護活動の独立性なんです。要するに、被疑者、被告人が適正な手続のもとで刑罰権を執行されなくちゃいけない。無罪の推定とか、疑わしきは被告人の利益にとか、これは近代刑事手続の原点ですが、公権力の濫用を監視をし抑止する、人権運動というのは基本的にそうなんです。国家とか多数者社会から排除されたり、見えなくさせられたり、人権を侵害されたり、多くは社会的な弱者のところに反映する。そういう視点から、国家と一定の距離が要る、緊張感を持たなくちゃいけない。同時に、市民社会と国家の関係は、やはり共同、共生をしていくという施策を国家にしてもらわなければいけません。こういう趣旨で室長は言ったと思いますし、私はそういうふうに理解しています。

右田委員

ありがとうございます。

ただ、その権利の保障というときに、本来の市民意識ではなくて、あの人たちは権利主張ばかりするという一般の人たちの抵抗もあるわけです。ですから、市民社会を問うていく中で、私どもの分野に是非協力してお力をいただきたいと思っております。

田淵委員

今回の会議で、弁護士の先生方が、我々をお願いすることもあるのだと初めて実感しました。大した事件ではありませんが、今までにいろいろなところで、我々も幾つかは遭遇しており、その殆どは弁護士の先生をお願いしておりました。今回はその逆で、先生方にもいろいろな悩みがあるということを確認させていただきました。また、先生方が営業活動をされていることも、しみじみと感じました。

弁護士の先生方が、どのようなことをされているか、今回のお話を伺い、大体分かりました。また、アメリカの弁護士が100万人以上いるということについては、私自身、前々から不思議に感じていましたが、今回の先生方のお話で、大体納得できました。

日本でも5万人の弁護士の先生が必要であるということを知り、その人数が適正かどうかは分かりませんが、全員が全員、法律家で無くても良いのではないかと感じました。例えば、税理士と公認会計士の間のようなもので、弁護士資格を持っていなくても良いのではないかと思います。法律相談にタッチできる方がおり、その法律相談で出た答え等について、本格的に弁護士の先生のところへ行けるような仕組みづく

りは出来ないものだろうかと感じました。単にこの場で感じただけで、実際にできるとは思いませんが、学生時代から一生懸命頑張ってきた先生方には、もっと大きい立場でご活躍頂きたいと思います。その仕組みを考えて頂けると、クリアする部分が出てくるのではないのでしょうか。

金子会長

司法制度改革で弁護士5万人という数字が出されたときに、他士業をどう評価したのかと言われたら、そんなに数に入れてなかったんじゃないかと思えますし、それを入れるとしても弁護士が本当に5万人要るのかと言われたら、それは分かりません。ただ1つ、弁護士と他士業のどこが違うのかといいますと、私たちは強制加入団体ですから、自律権があります。例えば、同じことで今ひんしゅくを買っているのかもしれないですが、弁護士の広告があります。一方、司法書士さんも広告を出しておられますけれども、司法書士会がそれを規律できるのかというと、できないんです。強制加入団体ですから指導権はあるかもしれませんが、懲戒とかさまざまな形で規制できるのは法務省です。首根っこを押さえているのが全然違うところで、自分たちがこれはおかしいと思っても、彼らが彼らなりにできるのかというと、なかなか難しい。そのように、その仕組み自体が全然違ってきているんです。

また、司法書士さんは法務省の仕事を助けるということで設けられた職種ですし、税理士さんは国税庁の仕事のお手伝いをするというのが基本的なスタンスです。一方、私たち弁護士は裁判所、検察庁と共存していますけれども、是々非々の立場ですから、助けるとかという話ではなくて、私たちは被疑者の人権を守らなきゃならない。対峙するその距離感といいますか、対立関係というのはなかなか難しいわけです。そのときに、1つの事業とかありますけれども、そういうものをどういうふうに分けていくのかというのはなかなか難しい。私たちも他士業との関係は一番神経を使います。一緒にやれるところはやっていきますけれども、同じように見られているところもあるかもしれませんが、そこが基本的に違うところです。だから、そこは私たちとしても難しいところです。

森本副会長

私が役員になる前にレクチャーを受けた話で、フランスは、司法書士さんとか税理士さん、弁理士さん、行政書士さんを全部ロイヤーにってしまったんです。しかし、日本は、これはかなり弁護士会側には抵抗があると思いますので、なかなかできない

話だろーと思います。

もう一つ、司法書士さん、税理士さん、行政書士さんというのは、私の知っている限りではほとんどが天下りの受け皿になっています。税理士さんの場合は税務署の職員、司法書士さんは法務局の職員、行政書士さんは警察とか自治省の天下り先になっています。公認会計士はそういう人はいないと思いますけれども、弁護士は司法試験に受かってという試験組ばかりですので、そこら辺で相いれない部分があるんじゃないかと思っています。それで資格を統一するということはなかなかできないという感じがします。

弁護士も、今、過払いの事件を司法書士と取り合っているようなところがあるんですけども、本来的には訴額で区分がついているんですが、弁護士自体もそんなことを言わんと、司法書士さんや税理士さんではできない分野というか、我々が勉強してきたこと、我々の能力だからこそできる分野で伸びて行って、多くの弁護士さんを雇用して、外資が来ても負けないぞというぐあいに胸を張りたいところではあるんですけども、外資は逆に全部ロイヤーだものですから、一蓮托生で仕事を受けられる。我々はそれができないというところで、日本の縦割りの悪いところが出ているのかなという感じはします。

金子会長

ちなみに、数字ですけれども、税理士さんが7万人、司法書士さんが約2万人、行政書士さんが4万人、あと弁理士さんは7,000~8,000人です。

野呂議長

金子さんからのプレゼンについてですが、市民にとっては弁護士の世話にならない幸せというか、一生、弁護士の世話にならない人がほとんどだと思うんです。例えば、僕は幸いにも離婚の危機を迎えていませんし、遺産もない。そうなってくると、嫁は一生弁護士のお世話にならない。市民というのはそういう方がほとんどだと思うんです。「権利の守り手」という資料をいただいています。正に我々市民会議には、さまざまな立場、いろんなジャンルの市民が来ているわけですけれども、メディアの立場にしても、この権利の守り手の法律家を市民の力で育てようということが腑に落ちないのは、身近に法律がないというか、弁護士の世話にならないからだと思うんです。しかし、今日は企業をやっている方とかさまざまな立場で法律にかかわる人が来ているので、市民の力で権利の守り手をとるという金子先生が今おっしゃったことに

対して、皆さんの知恵なり提言なりが何か出せないか。この市民会議の一つの意義として、金子さんが投げた質問に対する答えにもならないかもしれないけれども、我々の知恵なりを出せないかなということ、ご意見があればおっしゃってください。

幸田委員

今日来る前に、大阪府のホームページに「弁護士」というキーワードがどのぐらい入っているのかなと思って見てみたところ、800以上あるんです。つまり、弁護士さんと密接にいろんなことをしているわけです。

もちろんキーワードの中にはいろんなものがありまして、この弁護士会館がまちなみ賞をとったというのものもあるんですけれども、基本的な話としては、債務整理に関する問題だとか、母子とか寡婦の問題で相談をさせていただいている話だとか、もちろん行政のいろんな委員に弁護士会からのご推薦でご就任をいただいているという活動もあります。そういう意味では、府政全般に先生方のお力を多くお借りしている、これは改めてお礼申しあげる次第でありますけれども、今たまたま新しい試みで、今までは、小規模の商工事業者の方が商工会とか商工会議所に経営相談をされていた事業があるんですが、これを商工会に補助を出すのをやめてというか開放して、いろんな専門家に相談する機会を持ったらどうかということで、大変大きな予算をつけています。税理士さんはやろうということをおっしゃっているんですけれども、先生方とは今まだ調整をしているところだと思います。そういう意味でも、今お話しがあったように、我々の生活の中で弁護士の先生方と全く関係を持たずに暮らしているのかというと、そうでもないんじゃないか。むしろそういう法的なニーズを繋いでいって、先ほども行政との連携が非常に大事だとおっしゃっていただきましたけれども、いろんな意味でご協力させていただける部分はあるんじゃないかと思っています。

上原副会長

私のほうでも、弁護士会としてそれをどうするかというのは前向きに議論しておりまして、商工会議所、商工会の経営指導員の方がどのような作業をされているのかというデータも見せていただきました。事業計画をつくったり、資金繰りをつくったり、そういうようなものを相談されているわけですが、その関係で、新規事業の立ち上げとかそういうものを弁護士会の担当者ができないかというご意見でした。

もちろんできるんですが、事業所に1回か2回行って打ち合わせをして、弁護士の事務所にも来ていただいてということで、多分3～4回の打ち合わせ、そうするとト

一タールでいうと 10 時間以上の打ち合わせが必要だろうと思うんですが、その単価が、時給にすると 3,000~4,000 円ぐらいになってしまうんです。となると、事務所を営んでいる弁護士にとっては安価に過ぎて、経営にとってはマイナスなんです。

その担当委員会は弁護士業務改革委員会なんですが、それよりもこの委員会が今現在やっておるのは、商工会議所、商工会の経営指導員の方との連携です。これが先ほどの田淵さんへのお答えにもなるかと思うんですけれども、中小企業との関係で、直に相談するのは弁護士である必要はないというのはそのとおりだと思っています。それは税理士さんであっても司法書士さんであっても経営指導員でもいいんですが、その中で法的に処理しなければいけない問題については、弁護士なり弁護士会が対応しようというルールの道筋をつけようと考えています。

ただ、今大阪府のほうから提案いただいているように、例えば事業計画をつくるということになりますと、それなりの経験を積んでおられる方がやらざるを得ないんです。例えば、報酬が安くても良いからという弁護士になって 2~3 年の方でいいということにすると、それは仕事の品質の面でとても問題が出てくるだろうと思います。それを経営指導員の方がどれぐらいやっておられるのかというのは、例えば経営指導員の方に大阪府の援助が 20 億円ぐらいあると仮にしまして、それをいろんな士業で分担するとなると、恐らく弁護士にもできるだけ費用が回ってくるんでしょうけれども、今の予算だとなかなか厳しいかなというのが大阪弁護士会の考え方です。けれども、それについては今前向きに検討して、この分野についてはやりましょう、もしくはこのところまではやりましょうという意見を交わしているところです。

幸田委員

この問題は直接の担当ではありませんので、これ以上の言及は致しませんが、できるところをしっかりとやっていただけたらと思います。

野呂議長

先ほど李さんがおっしゃった裁判員裁判の話にも関わるんですけれども、今まで、法曹三者は、厳しく言うと、自分たちの特権階級に甘んじていたと思うんです。というのは、裁判員裁判を傍聴して驚いたのが、法廷で「日本語」が話されている、すなわち僕らが分かる言葉で法廷でやりとりしているということです。今までは、法曹三者だけが分かって、被告人も分からん言葉で、知らない間に有罪になっていた。ようやく日本語が法廷で語られるようになったということに、僕は非常に驚いたという

か、当たり前の方がようやく始まったなど。当たり前と言え、格差社会の中で、弁護士が司法試験を通過して就職がない、そんなものは当たり前だと、僕はそういう気がしていたんです。個々の弁護士は、人権を守るといって頑張っている弁護士は僕もたくさん知っているんですけども、弁護士会となると、どうも市民の声が届いていないと思いますので、是非皆さん厳しいことをおっしゃっていただきたいと思います。

西村委員

自分の業種から他の業種を見たら、天をのぞくような感じで申しわけないのですが、室長がまとめられた資料の中で、1つだけ欠けている部分があるんじゃないかと思うんです。それは何かというと、よい弁護士とはどんな弁護士なのかという像が具体的に書かれていないということです。

例えば、私は医者で臨床家ですけども、医者なら、もちろん能力にもよりますが、私はこれだけの種類の病気を治せます、もしくは、だれでも治せそうな病気は何日ぐらいで治せます、それを見れば、その医者の実力というか評価が出てくるわけです。それに対するものがこの中に書いてあるかなと思って見たんですけども、意識的に避けられたのか、本当にないのか分かりませんが、全然書かれてないんです。

私は全くの門外漢なんですけれども、ひょっとして判断の基準になるものがないかなと思って、この前送ってもらった資料をずっと見ていたら、法律相談に出ていって、その中から依頼者から依頼されたという率が一つの評価の基準になるんじゃないか、と思いました。そんなことで弁護士の本来の役割を評価するというのは間違っただけかもしれませんが、何か1つ、弁護士の能力とか実力を評価する基準がないものかなというのが1つです。

それと多少関連しているんですけども、新人の教育というか、新しくなった弁護士への教育です。先ほどの会長のご説明ですと、ゼロ・ワンのところが減ってきたということですけども、医者であれば、自分が1年目でどこかへ赴任すると、経験したことのない問題にいろいろ当たって、患者さんを診て、間違っただけで悪くなったり、自分が治したりしていくわけですが、やった結果がデータ化というか数値化しやすいんです。100人診て、そのうちの1人が私の実力が悪かったために不幸な結果になったかも分からないというように、ある程度の結果が出るんですけども、弁護士さんが1年目なり2年目で地方へ出たり1人のところへ行って仕事をやった結果、ちゃんと

できたかできなかったか。もちろん医者も、患者さんという現実の対象があるから、患者さんと1対1で勝ったか負けたかが分かるんですが、弁護士さんの仕事は、その内容にもよりますけれども、訴訟になると勝ったか負けたかが出ますけれども、やった仕事の内容を評価する基準というものがあつたら教えていただきたいんですが。

岩田企画調査室長

弁護士の仕事は、事件自身がどの程度の証拠がそろっているかによって、幾ら弁護士に力量があつても限界があつたり、また相手方の対応の仕方が悪ければ、こちらの証拠が少なくても勝つことがあつたり、相手があるものですから、個々の事件において、この先生がやればここまで成績が上がったのにとすることは比較できないという点で、弁護士の能力というのは比較しにくいところがあります。優しい先生かとか、よく話を聞いてくれる先生かとかいう点は、顧客との対応で割と分かりやすいんですけども、現実に訴訟の弁護をやって上げた成果が、その先生のスキルなのか、もともと勝つべくして勝つたのかというのは分かりにくいのかなと思います。

ただ、今問題になっているのは、専門性を標榜したときに、私は知的財産専門ですと言っているけれども、どれだけその先生にスキルがあるのかということも誰も認定をしたわけではないんです。自分で勝手に言っているだけなわけです。そこで、今、弁護士会では、そういう専門分野についての相談窓口を設けたときに、どういう基準でその相談窓口に人を配置するのかということも議論しないといけません。これは日本だけではなくて、この前視察に行った韓国でも問題になっているようですが、もしソウルのことで何かあれば紹介してもらったら。

森本副会長

僕は、エステティシャンを育成する学校で法規の授業を長いことやっているんですが、エステティシャンと弁護士はよく似ているよということを19歳ぐらいの若い女性たちを相手に言うんです。それはなぜかという、この人が弁護士として技量があるかどうか見ても分からない、それはあなた方も一緒でしょう、毎日エステの実地訓練を受けているけれども、だれがうまいか見ただけでは分からない。もう一つは、やってみても効果があつたのかがよく分からない。余りいい言葉じゃないのかもしれませんが、我々が事務所で言っているのは、腕の悪い弁護士ほど、事件をどかんと爆発させて、それで大層そうに解決してお客さんからたくさんのお金をもらう、腕のいい弁護士は、適切なアドバイスをして紛争にならないままに解決していく、

だからお金にならないなんて言って、自分たちの貧乏を正当化しているんですけれども、弁護士の力量を数値化していくというのはなかなか難しいんです。

お医者さんもそうだと思うんですが、外科で、この症例をどれだけやったかということで専門医の認定をしていこうというのは、弁護士にとっても非常に分かりやすいはなのかなと思います。我々もお客さんの前ではなかなか言えませんけれども、初めての事件で、いい勉強させていただきましたという事件もあるものですから、たくさん事例をやることによって、自分たちがブラッシュアップしていくというのは事実かと思います。

一方、私が思っているのは、法曹 500 人の時代は、法廷で専門用語を駆使して、日常の会話では分からないような言葉をうまく使って事件を解決していく、これだけで飯が食えた部分があったわけですがけれども、今はインフォームド・コンセントで、依頼者に分かりやすく説明をする、依頼者の納得を得るということが大切で、事件の解決もさることながら、ハウレンソウ——報告、連絡、相談、依頼者の納得が大切になってきています。養育費が 1 万円高いか安いということよりかは、なぜこういう結果になって、なぜこうなったのかというあたりのほうを依頼者も大事にするという時代になっていると思います。その大前提として、最近はどんどん法律が変わっていきますし、家事分野においても、どんどん新しい制度が取り入れられていきますので、昔の知識でやっていると、「先生、もう『準禁治産者』なんていう言葉はないですよ」と言われたりするわけです。そういう時代になっていますので、やっぱり常に最新の法律を知っていて、その分野にある程度たけた人で、しかもお客さんに分かりやすく説明ができる、こういう人がいい弁護士なんじゃないかと思います。

この間韓国へ行きましたけれども、韓国も長い間、弁護士の数が少なくて、しかも我々以上にふんぞり返っているところがあったらしいんですけれども、最近増えてきて、弁護士さんの専門性といいますか、不動産に特化した弁護士がいたり、あるいは離婚に特化した弁護士がいたりという形で、徐々に専門性が芽生えているようです。向こうも苦勞しているようではありますが、我々も、何でも屋じゃなくて、私はこの分野はだれよりもよく勉強していますという人たちがたくさん生まれてこないと、市民層の依頼者から見離されてしまうという感じがしています。

三成副議長

会長が先ほど問題提起された司法修習生の給与制の問題ですが、そのお話は、大学

院の奨学金がある時期から全面的に貸与制になっていったことと共通する問題のように思われます。つまり、社会のエリートといいたまうか、市民社会の中核を担っていくような人たちを育てていくためのコストが、マーケットメカニズムで処理されてしまう、ということです。大学に行けて、ロースクールにも行けるような人たちは、そもそも家が裕福だろうし、卒業後、専門職として就職すればそれ相応の報酬をもらうのだから、といった、社会的な感情——これはマスコミに対する不満も込めてですが、そういう雰囲気やマスコミなどを通じて一般に醸し出されてしまっているように感じます。

弁護士、検察官、そして裁判官になってそれなりの生活をしていく人たちに対しては、そもそも家庭もそれなりに裕福だというイメージがあって、そういう人たちが修習生の間は給与制にして下さいといっても、貸与制で何が悪いのか、就職してから返せばいいではないか、ということなのでしょう。しかし、それは、大学院のドクターとか研究者になる人たちに対する奨学金がすべて貸与制に変わっていった議論と非常によく似ているように思います。研究者にあるいは大学の先生になってそれなりの給料をもらうのだから、貸与制でいいではないかということです。奨学金をもらう人たちがどのような階層の出身であるかは置いておいて、市民社会の中核を担っていく人たちを育てていくためには、市場の論理に任せるのではなく、社会自身がそれなりのコストを負担しなくてはならないという議論をちゃんとする必要があると思います。これは単に司法修習生の問題ではないと思います。マスコミももしそのような点に気付いているのであれば、もう少し議論を深めてほしいところです。

しかし、こうした話は、政治の場面では、票につながらないとか、いろいろなことがあるのだらうと思いますが、なかなか予算に結びついていかない。政治家もこうしたことはあまり一生懸命やってくれない。お医者さんの場合はうまくやっていますので、私たちもその手法などを学んだらいいのかもしれないですね。

金子会長

今おっしゃったとおりなんですけれども、先ほどからいろいろ話が出ていますけれども、お金にならない事件を今一生懸命やっている人たちがいるわけです。しかし、そういう人たちも生活していかなくゃならないわけですから、現実には借金を抱えたときにも、それができるのか。経済的犠牲というのはありますから、そういう仕事で

きる人は多分少なくなっていくだろうなという感じがします。

それは結局どういうことかというところ、弱い人とかお金のない人たちの権利を守る人が少なくなっていく。人のことよりも、目先の自分の生活のほうが大変になるから当然です。それでもいいんですかというところが、これは開き直りでも何でもなくて、これで本当にいい世の中になっていくのかなと。そういうものを全部自己負担、自己責任の話としてやっていったときに、飛び込む前に山が3つか4つぐらいあるときに、やりたいと思っている人が本当に来てくれるか、弱い人とかお金のない人の気持ちの分かる人が来てくれるのかなと。多分、飛び込んでくる人たちは少なくなってくるだろう、人権活動とか何だかんだ言ったら、弱い人の気持ちが分からない弁護士ばかりになってしまっただろうなという感じもしています。

そうすると、市民にとっても、弁護士会にとっても、これが本当にいいことなのか。私たちが今考えているのは、司法修習の給費制を何とかした上で、どんな人でも入って来れるように、ロースクールの奨学金のことを考えていきたいと思っています。これが第一歩だと思っているし、そういう形でやっていこうと思っているんですけども。

今、日弁連のホームページを見ていただくと、給費制の欄がありまして、そこで動画が配信されています。それは仙台の弁護士が考えた動画でして、貸与制になったときに弁護士がどう変わるのか、志を持った弁護士がころっと変わって金もうけに走ってしまうというものなんですけれども、それを見ていただくと、こういう形になっていくのかなということが分かると思います。若い人たちは、弁護士会自体が変わることもそうですし、弁護士が変わることも危惧しているんです。それをどうやって市民に訴えていけるのか。やっぱり市民の目線からちゃんとしていかないと、政治家も変わりませんから、弁護士が言っているだけではだめだろう。宇都宮さんは、市民と共闘しないとこんなものは絶対だめなんですということを言っているわけですが、今まで私たちは弁護士会の活動としてやってきたけれども、確かに彼の言うように、市民の目線からちゃんとしていかないと、どうしようもないのではないかという感じがして、一生懸命市民集会などをやっています。

野呂議長

最後に、大阪高裁の撮影禁止の件に関してご意見をお聞きしたいと思います。どなたかご意見はございますか。

田淵委員

本質的になぜ大阪高裁が撮影禁止と言っているのでしょうか。

野呂議長

その答えは私から言わせてください。

裁判員裁判もそうですけれども、日本国民は本当に素晴らしくて、量刑にしろ、事実認定にしろ、裁判員裁判は非常にうまくいっていると思うんですが、最高裁はこんなにうまくいくなんて思ってなかったんです。おまえたちなんかに絶対できないだろうと、たかをくくっていたんですが、ところが余りにもうまくいっていて、彼らはある種戸惑っていると思うんです。

1988年に最高裁の総務統制が始まって、全国の裁判所は右へならえ、悪く言えば、裁判官の特質なんてどうでもいいんだということになって、大阪地裁は最後まで裁判官会議というのをずっとやっていたんですが、それもだめになってしまった。大阪の自由な雰囲気、今の最高裁長官は非常に嫌なんだろうね。だから、大阪の司法クラブがいろいろと文句を言ってやってきたんですが、こんなのは些細な話なんです。片方の当事者を認めることに問題があると言うけれども、それなら向こうの当事者もやればいいんです。しかし、向こうは嫌がってやらないだけなんです。両方に声をかけると、公害の被害者側はやって、被告側の企業はやらないわけです。だから、決して片方の権利のためだけにやっているのではなくて、最高裁の屁理屈を書いてきているんです。大阪高裁管内だけがやっていることがすごく嫌なんだろうね。そう感じています。だから、これに我々がそうですねなんて言ってしまうと、最高裁が総務官僚的な考えを振りかざして、今でもない裁判官の自由が、よりなくなってしまうということだと思います。だから、彼らは全く本音は言わないんです。交渉の余地のない通告なんだよということを言っているのは、僕の解釈ではそういうことです。

(6) 次回のテーマ決定の件

瀬川司法改革推進本部市民会議バックアップ部会長

報酬のほうは、市民の方にとって弁護士の報酬は分かりにくい、分かりにくいのがゆえに弁護士にアクセスしづらいという問題が現状ありますので、それについて取り上げたいと考えています。1つは、弁護士会は昔、報酬規定というのをつくっていたんですけれども、それが平成16年に廃止になって、原則報酬は自由化になってしまっ

た。それによって市民にとって分かりやすくなったのか、分かりにくくなったのか、そういった現状を説明させていただいた上で、いろいろご意見、ご議論をいただければと考えております。

もう一つ、法曹養成ですけれども、今日費用の点などを中心にかなりお話が進みましたが、法曹の養成手続ということでそもそもどういうことをやっているのか。それは司法試験の前段階のロースクールもありますし、その後の司法修習もありますが、大阪では、弁護士になってからも法曹養成のための研修をやっていますので、そういった実態、経緯などを説明させていただいた上で、市民の方々に求められる能力を持った法曹をどういうふうに養成していけばいいのかといったあたりについても、ご議論ないしご意見をいただければと思っております。

野呂議長

市民会議の委員の皆さんから、こんなことをテーマというのはございませんか。今の2つのテーマでよろしいですか。

瀬川司法改革推進本部市民会議バックアップ部会長

いずれかになる場合もあります。

(7) 今後の会議日程の件

次回は11月1日2時から5時

第3回は平成23年2月14日2時から5時

と決定した。

(今回の会議で任期満了となる野呂議長に記念品を贈呈)

丹羽副会長

それでは、これで終わらせていただきます。ありがとうございました。

以上で、本日の議事を終了した。

平成22年6月28日